

土浦市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 教育委員会は、土浦市立の小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校ごとに協議会を設置するものとする。ただし、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合は、2以上の学校について一の協議会を設置することができる。

(協議会の役割)

第3条 協議会は、教育委員会及び学校の校長の権限及び責任の下、地域住民、保護者等の学校運営への参画並びに地域住民、保護者等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民、保護者等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童又は生徒の健全な育成に取り組むものとする。

(協議会の委員)

第4条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、対象学校（協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）1校につき15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 対象学校の通学区域（土浦市立学校通学区域規則（昭和60年土浦市教育委員会規則第2号）第2条に規定する通学区域をいう。）内に居住する地域住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 学識経験者
- (4) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (5) 対象学校の校長及び教職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠により委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 第2項第5号に掲げる委員は、委嘱又は任命当時の職を退いたときは、委員の資格を失うものとする
(委員の守秘義務等)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
 - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しい支障を来す言動を行うこと。

(委員の解嘱又は解任)

第6条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員を解嘱し、又は解任することができる。

- (1) 委員から辞任の申出があったとき。
- (2) 委員が前条の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が解嘱又は解任に相当する事由があると認めるとき。

- 2 教育委員会は、前項第1号に掲げる場合を除き、委員を解嘱し、又は解任するときは、当該委員にその理由を示さなければならない。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。ただし、第4条第2項第5号に掲げる委員は、会長及び副会長になることができない。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第9条 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関する次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 教育目標及び学校経営計画に関する事項
- (3) 組織編成に関する事項
- (4) 施設及び設備の管理及び整備に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により協議会の承認を得た基本的な方針に基づき、当該対象学校の運営を行うものとする。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第10条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(対象学校の職員の任用に関する事項を除く。)について、教育委員会又は対象学校の校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の任用に関する次に掲げる事項(特定の職員の任用に関する事項を除く。)について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員をいう。)であるときは、教育委員会を経由するものとする。

- (1) 前条第1項に規定する基本的な方針の実現に資する対象学校の職員の任用に関する事項
- (2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた対象学校の職員の任用に関する事項

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(対象学校の運営状況等に関する評価)

第11条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等に関する評価を行うものとする。

(協議会に対する指導及び助言等)

第 1 2 条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するため、当該運営の状況を的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な意思形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(補則)

第 1 3 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(最初の会議)

2 第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、協議会の最初の会議は、対象学校の校長が招集し、第 7 条第 1 項の規定により会長を定めるまでの間、会議の議長となる。

(土浦市立学校管理規則の一部改正)

3 土浦市立学校管理規則（昭和 4 7 年土浦市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のとおり改正する。

第 1 条中「。第 1 7 条の 2 第 1 項において「法」という。」を削る。

第 1 7 条の 2 を削る。